

令和7年度 市民の声一覧 (上半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
4月	子ども・教育	交通ルールについて	<p>中高生の自転車の乗り方が荒々しくて、信号を渡ったらいきなり横に出てきて進路を変えたりしてきて、とまりきれず自転車がぶつかりました。 通勤途中でしたので一言注意して帰りましたが、左肩がすごく痛い。学校名など聞けばよかったです、もう一度学校できちんと教育してほしい。 悪いと思ってないようでしたけど。何が悪くて何が正しいときちんと教えてあげた方が本人のためになると思います。 今回自転車でしたが車だったらかなりすごい事故になっていたと思います。そういう怖さも含めきちんと教育してあげてほしい。 人に怪我させたら責任を取らなければいけないということも含めて。他のマナーの悪い大人たちも、左右確認しなかったり徐行や一時停止をせず横から来たりなど多々あるので、自動車教習所や免許の更新の時などにきちんともう一度ルールを確認して罰金などあっても良いと思う。 交通ルールの順守状況で県民性が決まるのできちんとしてほしい。</p>	<p>ご意見いただきました「交通ルールについて」に対しまして、回答いたします。 自転車は、手軽で便利な乗り物である一方で、ちょっとした気のゆるみから重大事故につながることもあり、安全に利用していただくためには交通ルールの順守が非常に重要となります。 本市では、市内の学校において、専任の交通安全指導員や警察による交通安全教室を実施しており、小学校3年生以上から中学生までを対象に自転車の正しい乗り方と交通ルール・マナー順守の意識付けを図っております。 しかしながら、全国的にも自転車の交通違反や事故は高い水準で続いており、高知市でも、特に中高生の自転車の乗り方に関する苦情が多く寄せられています。 令和8年4月からは、自転車の交通違反に対して、車やオートバイと同様に反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による取り締まりが始まります。 「青切符」での取締りが適用されるのは16歳以上の利用者で、対象となるのは113の違反行為です。このうち重大な事故につながる恐れのある違反(信号無視、徐行せず歩道直行、一時不停止、携帯電話使用、右側通行など)を重点的に取り締まることとしています。 警察とも連携を取りながら、より一層自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行ってまいります。 ご指摘いただきました中高生につきましては、「青切符」対象外であっても、交通違反であることは同じであり、重大な事故の加害者になる可能性は大いにあります。このことを自覚し、交通事故の被害者にも加害者にもならないように指導していく必要があると考えます。 いただいたご意見は、市教育委員会にも共有し、教育委員会からは「義務教育にあたる小・中学校は、将来大人として必要な公民的資質の基礎を養うためにも、命の大切さや他者への配慮等を身に付け、社会生活におけるよりよい行動を考えさせる指導・支援が必要です。本市立学校に対しましては、これまで通り交通ルールの順守、交通マナーについて、引き続き周知・指導を行ってまいります。」との回答がありました。 また、警察署及び県教育委員会にもお伝えし、学生の交通ルール遵守の徹底や交通マナーについて、周知・指導していただくよう、申入れいたします。 引き続き交通ルール遵守の周知・徹底等、自転車のマナー向上に取り組んでまいりますので、今後ともご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	くらし・交通安全課
4月	子ども・教育	ラーケーション休暇の促進について	<p>高知は何もかも遅すぎる。そのため、先にこどものラーケーション休暇推進を。</p>	<p>学校における、いわゆるラーケーション制度につきましては、子どもたちが平日に校外で多様な学びを体験し、その学びを地域や家庭での自主的な教育活動の一環と捉えて、登校しなくても欠席としない取組として、導入をした自治体があることは承知しております。本市としましては、現時点において本制度の導入予定はございませんが、今後におきましても他の自治体の取組や動向など注視してまいります。 今後も本市の教育にご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いたします。</p>	学校教育課
4月	子ども・教育	水泳授業について	<p>4月22日、学校で使用している連絡用アプリにて教育長からの水泳授業に関する通知をいただきました。しかし、残念ながらこの通知1枚では不安は払拭できません。 せめて通知に記載された「小学校の水泳授業の安全管理マニュアル」そのものを確認させてもらえれば、どうい対策を取ろうとしているのかわかるので、不安もなくなると思います。 改めて連絡用アプリで全保護者に配信していただいたり、市のホームページで公開するなどの対応をお願いするものです。</p>	<p>ホームページ内の「水泳指導の安全管理について」にございます「水泳指導の安全管理マニュアル(教育政策課HP)」にPDFファイルが公開されておりますので、内容をご確認いただけますよう、お願いたします。(二段落目)</p>	学校教育課
4月	子ども・教育	学童保育のおやつについて提案	<p>育児中の母親に聞いた話ですが、おやつは市販のお菓子で、添加物を含むなど、あまり子供の健康に配慮した物ではないようです。 学童保育の場は社会教育施設の1つですから、おやつを出すにしても、子供の食習慣の形成や、調理体験の機会にすることが望ましいのではないのでしょうか。 地場の果物やおにぎりなど素朴な物のほうがよいし、ルソーの「エミール」にもそのようなことが書いてあります。時には、ホットケーキを焼いたり、団子をゆでたり、学童保育指導員と楽しく活動してはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見いただきました児童クラブのおやつについてですが、児童クラブは専用棟や余裕教室などで開設しており、調理に十分な設備が設置できない状況であること、また、おやつを調理するために必要な衛生管理基準や食中毒のリスク等を考慮し、調理したおやつの提供を行わないこととしております。 そのため、児童クラブでは、調理を必要としない市販のお菓子やスーパー等の店舗で購入したパンやドーナツ、カットフルーツや季節のイベントに合わせた行事食等を提供しております。 現状ではご提案に沿うことができかねますが、いただいたご意見は今後の運営の参考にさせていただきます。</p>	子ども育成課
4月	子ども・教育	いじめ根絶化に向けて	<p>いじめ根絶に向けて、中央公園への張り紙・テレビ・SNSを利用して、全学校全学年に向けて20日間以上徹底的に授業のどれか1限目を必ず道徳にし、分かりやすく法律の事と、テレビ等でいじめられた人は最悪死に至るとい知識と映像を見せつけるべきだと思います。 そして、知識を得た子どもたちの間で、いじめが再発してしまったら、法の罰を科すようにしないと根絶は難しいです。理性をつけるためには大人も子供も知識が重要です。被害者が加害者に復讐してしまうと被害者が不利になってしまうから。これが一つの提案です。 もう一つは毎日日常茶飯事のように起きる殺害事件、痛みの少ない小さな竹刀を護身術とする世の中を試した方がいいのではないかと。日本はお花畑、平和ボケしている、という記事を見ました。 どうしても憎しみが抑えられない人は加害者から3~5万円ずつ毎月受け取る社会になっていいと思います。 試さないで勝手にこれを危険行為だと決めつけるのもそれも一種の逃げです。</p>	<p>いじめの根絶に向け、ご意見をいただき誠にありがとうございます。 高知市教育委員会といたしましては、いじめ等の問題行動が起こる背景には、性格や特性など子どもたち個々の内面に起因するものや、家庭や友人関係など外的な要因に起因するものがあると考えております。 そういった状況下で、高知市立学校では、学校教育全体を通じて、人権教育、生徒指導を行い、いじめの未然防止に努めており、日々の教職員の児童生徒に対する挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた集団への働きかけを大切にしております。 今後も、学校、家庭、地域、関係機関とも連携・協働して、いじめの未然防止に努めて参ります。</p>	人権・こども支援課
5月	子ども・教育	高知市における公立中学校部活動改革について	<p>スポーツ庁と文化庁が策定したガイドラインに基づき、全国で部活動改革が進められています。現在、全国の多くの自治体ははじめ、高知県内でも4つの市と町で部活動の地域移行実証事業を経て部活動の地域移行が進み、今後の方向性などが示されていますが、高知市としての考え、現在までの取組、進捗状況、今後の方向性などをお聞かせください。よろしくお願いたします。</p>	<p>本市における公立中学校部活動改革につきましては、令和5年度に「高知市持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会」を設置しました。 本検討委員会では、「子供たちが将来にわたって安心して継続的にスポーツや文化芸術活動に取り組めること」を最優先としながら、委員の皆様から、幅広い観点で、部活動の地域展開に係る協議を行っていただき、昨年11月に、その内容のとりまとめとしまして、提言をいただきました。 提言には、「拠点校部活動及び部活動指導員の拡充」や「部活動の精選」、「地域クラブの推進」といった内容が挙げられており、今後、これらの内容を踏まえた、高知市のスケジュールを作成し、準備を進めていきたいと考えております。 なお、本市において中学校体育連盟に登録している地域クラブは、令和8年3月時点で17団体です。 また、拠点校部活動については、令和7年度は1校1部活動でしたが、令和8年度は2校3部活動が活動予定となっております。</p>	学校教育課

令和7年度 市民の声一覧 (上半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
5月	子ども・教育	給食費について	少子化と言われている中で、子供4人を育ててきました。就学援助の申請をしても、申請が通る事はなく共働きで働いていますが、厳しい現状です。小学校の2人分の給食費が直上がりして、支払う事ができていません。市長さん、今年、長男が18歳で成人しましたが、同じ世帯で暮らしています。働いてはいますが、給料はまだ少ないです。小学校の給食費を子供が多いという理由で、免除してもらえないでしょうか。ご検討宜しくお願い致します。	現在、学校給食費は学校給食法の経費負担区分に基づき保護者の皆様にご負担いただいております。多子世帯への公費負担を行っている自治体はございますが、本市において学校給食を公費で負担することは、市の財政事情に与える影響が大きく、国の支援など特別な財源がない限り実現は難しいと考えています。 国の動きといたしましては、小学校の給食費無償化を頭に、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指したいといった発言があり、今後注視してまいります。また、今回、国の臨時交付金が通知されたことを受け、令和7年9月分の保護者負担分を無償とする議案を6月高知市議会へ提出しております。皆様の負担を減らすことができるよう、国の交付金等の機会を捉え取り組んでまいります。 なお、就学援助制度は、申請時の世帯の所得状況などに基づいて審査が行われております。前回申請時は認定に至らなかったとしても、その後の世帯や所得状況に変動があった場合は、再度申請いただくことで認定となる可能性もございます。 令和7年度就学援助制度の詳細については、以下のホームページにも掲載しておりますので、よろしければご確認ください。 令和7年度就学援助制度について https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/188/syugakuenjyo3.html	青少年・事務管理課
5月	子ども・教育	保育園料について	子どもが6人いても年齢が離れており3歳未満の為保育園代の補助がありません。財政難だと思いますが第四子や五子以降など人数は少ないと思いますので0歳からも補助を是非ご検討ください。	「市民の声」にいただきましたご意見につきまして、回答いたします。 現在19歳未満のお子さんが4人以上いる世帯の場合、本市の保育料減免基準の中に多子世帯の減免規定がありますので、保育料の減免を希望される場合、保育幼稚園課へ「保育料減免申請書」の提出をお願いします。 減額できる金額は、世帯のお子さんの年齢と人数により異なります。 また、本市独自の保育料・副食費に係る負担軽減の取扱いにつきましては、下記のとおりです。 多子世帯の保育料負担軽減に係るご要望をいただきましたが、保育料につきましては、全国的に同じ制度での運用として、国の定める保育料徴収基準額表の所得区分に応じて決定されており、保育料として利用者に負担していただく費用を除いた保育所等の運営などの保育の実施に必要な費用を国、県、市町村で負担しています。 こうしたなか、高知市では財政負担を増やすこととし、次の独自施策に取り組み、保護者の負担軽減を図っております。 まず、国の保育料徴収基準額表の所得区分が8階層であることに對して、本市では所得区分を15階層とし、さらに各階層で国の基準額より低く保育料を設定し保護者の負担軽減を図っております。 次に、多子世帯の保育料につきまして、同時に2人以上が保育所等を利用されている場合に国が2人目を半額としていることに對して、本市では平成26年度から2人目以降の保育料を無償化し、副食費(おかず・おやつ代)につきましても、令和元年10月から月額4,500円を上限に減免することで保護者の負担軽減を図っております。(令和6年4月から月額4,800円に改定) その他にも、就労されてる保護者などから、保育時間を延長する要望が高まってきたことから、7時30分からの早朝保育や、19時までの延長保育の実施拡大に取り組むなど、保護者の負担軽減に向けて取組みを進めております。 このように現時点におきましては、本市の税制負担を増やしすべての保護者の負担軽減を図りながら、同時に2人以上入所(入園)している多子世帯への負担軽減を図っている状況であり、本市の財政事情からも、今以上に多子世帯への保育料等の減額の拡大を図ることは困難な状況でございます。今後、国の子ども・子育て政策等の中で多子世帯の負担軽減の拡充が図れるよう注視してまいりますので、ご理解の程よろしく願いたします。	保育幼稚園課
6月	子ども・教育	別居親・非親権者の学校行事参加について	下記について、貴市において遵守されているかどうか、ご確認の上回答をいただきたい。 ・別居親の学校行事参加については各学校にて判断する(つまり市立の場合は市の責任)。同居親の感情を優先しない。 ・学校は同居親・別居親の意思を調整する機能はない。 ・子の利益の観点から父母で適切に協議を行った上で、その結果を学校に伝えていただくことが望ましい。 ・父母の一方が何らの理由なくそのような協議を拒んだり、学校行事から殊更に排除しようとしたりするような場合には、父母相互の人格尊重義務や協力義務に違反すると評価される。 ・父母の一方が父母相互の人格尊重義務や協力義務等に違反すると評価された場合には、親権者の指定変更の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性がある。	学校行事への参加者につきましては、各家庭が判断するものと捉えております。その各家庭の判断を、学校が保護者に改めて確認のために問い合わせをするといった事例は、教育委員会では承知しておりません。 本市におきましては、学校行事への保護者の参加に対し、親権者等から矛盾した内容の意思が示されるようなことがあった場合には、学校はそうした意思を調整する立場にはないため、親権者等で協議を行っていただくべきものと考えております。 また、本市では、学校が対応に困るような場合があれば、適切な対応がとれるように、学校が弁護士に相談して法的な視点での助言を受けることができる仕組みを整えております。 共同親権に係る民法等改正法は、令和8年5月までに施行されます。今後、文部科学省からこの改正に伴う学校等の対応の方針などの資料が示されるものと捉えておりますので、示されましたらこの資料等をふまえて対応してまいります。	学校教育課
6月	子ども・教育	水に落ちて命が助かる確率を高める教育を	高知市の小学生への水関連防災教育を逃げないで。長浜小で起きた痛ましい事故に伴い、水泳授業をやめたままになっている小学校がまだにあるように報道されています。出水や地震津波で流される危険を考え、どうしたら助かる可能性が少しでも増えるか、その知識は教えておいて損はありません。以下、何点か。 深めのプール=十分泳げないのに滑って落ちた場合、背が届かなくても諦めない。空気を吸ってから沈み込み、底を蹴れば水面から顔が出る。その時に呼吸を繰り返し、次第に浅い部分へ移動する。 大水が出た川に落ちた=死ぬ可能性が高いが、流れされながら次第に岸方向へ移動して助かることもある。決して流れを泳いで横切ろうとはしない。 津波に流された=死ぬ可能性が高いが、流れされながら次第に岸方向へ移動できれば助かることもある。浮力のあるものをつかめるならぜひ。 友達が溺れても水へ入らない=川上側から浮力のある物やロープを投げる。携帯などで近くの人や救急隊を呼ぶ。大人が入ろうとしても止める。溺れても短時間なら助かる可能性はある。	現在、高知市教育委員会におきましては、令和7年4月に策定いたしました「小学校における水泳授業の安全管理マニュアル」及び学習指導要領等に則り、各校で安全・安心で楽しい水泳授業が実施できるような支援を進めております。 ご質問いただきました落水時の行動等につきましては、プールにて行う水泳授業では、小学校低学年から高学年まで「もぐる・浮く」学習活動を系統立てて構成するとともに、特に高学年におきましては「安全確保につながる運動」を組み入れており、子供の実態に応じて、水の事故に遭った場合の対処方法や自己保全の指導を行っております。 また、教室での学習におきましても、前述した学習指導要領に記載されております「水の心得」、水難事故から自らの命を守ることにしても、毎年、教育委員会から各校に対して、川遊び等の危険性を含め、指導を徹底するように依頼しております。 その他の安全教育につきましては、各校が策定しております学校安全計画に基づいて実施されるとともに、災害時の適切な対応等を含む防災教育につきましても、地域の実情を踏まえながら実施されております。 しかしながら、本年3月に国の中央防災会議のワーキンググループによって南海トラフ地震の被害想定が見直されたように、教育環境を取り巻く情報等は絶えず更新されておりますので、高知市教育委員会といたしましては、各校で適切に安全教育が実施されるように、引き続き学校の取組を支援してまいります。ご理解・ご協力をよろしく願いたします。	学校教育課

令和7年度 市民の声一覧（上半期公表）

受付月	分類	件名	市民の声	回答（対応）内容	担当課
6月	子ども・教育	中学校保健体育水泳の男女分けについて	<p>私は、中学三年生です。先日、生徒総会に向けて各クラスで話し合いをしました。その際、私達のクラスを含む複数のクラスで「水泳の授業は男女別々で授業をしてほしい」という意見が出ました。担任の先生は「それは、国に申請しないと無理だと思うよ。」とおっしゃいました。中学生は、思春期や、心の発達、成長が芽生えてくる時期です。そのため自分の体に対して恥ずかしさや不安を感じやすい年代です。そんな中、男女一緒に水泳の授業をするのはどうでしょうか？ 特に水泳の授業では、水着になることへの抵抗感や、異性の目が気になるという声が、私のクラスや他のクラスでも多く聞かれました。</p> <p>最近では、男女一緒に水泳の授業を行うことで、授業を見学する生徒が増えてきています。保健体育の「学習指導要領」には「体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すること」という記述があります。男女共修についても調べてみたところ、中学校の保健体育における「水泳の授業が必ず男女共修でなければならない」という内容は、学習指導要領には明記されていません。</p> <p>したがって、必ずしも男女と一緒に水泳の授業を受けなければならないという決まりはないのです。また、体育はすべての生徒が自分のペースで体を動かし、楽しむことを大切に「生涯スポーツ」としての側面もあります。性別や体格、心の状態に配慮し、安心して参加できる環境をつくることが求められます。現在のように水泳の授業で見学者が増えている状況は、そうした配慮が十分でないことの表れとも言えます。学習指導要領が重視する「多様な学び方」にもとづき、柔軟な対応を検討していただきたいと考えています。</p> <p>近年、LGBTQについて様々な問題が挙げられており、このことを踏まえて男女一緒に授業を受けるということもわかります。しかし、水泳の授業を見学する生徒が増えている現状があり、この状況を見直す必要があると感じています。</p> <p>私達の思いに対して、柔軟な対応を検討していただけないでしょうか。高知市教育委員会としてどのようにお考えか、お返事をいただきたいです。どうぞよろしくお願いたします。</p>	<p>お問い合わせいただいた内容について、回答いたします。</p> <p>まず、今回お問い合わせいただきました内容について、自分たちの学校生活をよりよくするために、課題と思われることを見だし、改善するための方法を模索する中で、学級会で話し合いを重ねられたこと、また、ご自身で学習指導要領の内容を調べるなど、水泳授業の実態と向き合い、授業の在り方について考えられたことは大変意義のあることだと感じました。</p> <p>すでに確認されていますとおり、中学校学習指導要領においては、保健体育科の授業において配慮することとして、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること」が示されています。</p> <p>また、このことについて、国が学習指導要領の内容をより詳細に説明している学習指導要領解説保健体育編においては、「体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うこと」が求められています。あわせて、「その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするのなど、指導方法の工夫を図ることが大切である」とも示されています。</p> <p>各学校においては、こうした国が示す学習指導要領やその解説編に沿って、授業を行うこととなっているため、保健体育科の授業では、運動種目によってペアやグループの組み方の工夫などをつつ、国が示すとおり原則として男女共習で行うこととなります。</p> <p>一方で、水泳授業における男女共習への抵抗感や異性の目が気になる等の声、それらによる見学する生徒の増加といった状況は、学習の進み具合や学力向上の点で心配されるところです。そのため、学校においては、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、様々な生徒の実態や気持ちを丁寧に受け止め、ペアやグループの組み方に配慮したり、例えば男女共習に不安を感じる生徒がいれば、男女共習の意義や水泳授業で配慮することなどを生徒に丁寧に説明し、理解を得るよう努めたりすることが大切であると考えます。</p> <p>いずれにしましても、これまで取り組んで来られたように、学校生活の中で心配な点や改善したい点について、学校の現状を踏まえて、今後も他の生徒の皆さんからの意見をまとめ、仲間や学校の教員と意見を交わしていただくことは、生徒自身の手でよりよい学校生活をつくるために大変意義深いと考えております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今回いただいたご意見を担当課内で共有するとともに、各学校で実態に応じて工夫した教育活動が展開していけるよう、引き続き、学校への指導助言や支援を行ってまいります。</p>	学校教育課
6月	子ども・教育	第二子以降の保育料無料に向けて必要予算を明示して	<p>在園児がいる場合、第2子は半額、第3子は無料ですが、年の差がある場合は第2子は満額になります。子どもが欲しくてもすぐ出来ない人もいますし、流産などもあり年の差が空いてしまうこともあります。大阪や東京などは在園児に関わらず第2子は半額、第3子は無料です。高知市でも同じようになってくれば、年の差が空いても妊娠、出産を考えられる方も増えると思います。</p> <p>少子化対策を本気で考えるなら「国の基準に則って」といった最低限のラインで取り組まず、年の差があっても第2子は半額、第3子は無料にしたいです。むしろ世帯収入が全国平均よりも低い高知県だからこそ、国の基準を補うレベルの取り組みが必要だと思います。</p> <p>高知市の財源状況が厳しいとの回答は何度も見ましたが、いくらの予算が確保できれば「きょうだい・子ども」の定義から年齢要件を外す、もしくは奈義町（子どもの数は同一世帯の18歳から保育園児までを数える）や京都府の様に大幅に緩和できるのか、年間の予算を試算して市民がわかるように公開していただきたいです。</p> <p>おたふくかぜ予防接種の補助や、医療費を高校生まで無料化に関しても、実施するのにくら必要なのか、予算額も明示しないまま、「財源が厳しい」といった煙に巻く回答ではなく、高知市の予算配分で本当に優先できないほどの金額なのか提示してほしいです。</p> <p>施策に必要な予算が明示されれば、例えばふるさと納税があと幾ら増額したら実施できる、など具体的にその金額を確保する手段も考えやすくなると思いますので。</p>	<p>市民の声制度にいただきました第2子以降の保育料無料に向けての必要予算について、ご回答申し上げます。保育幼稚園課において試算を行いました結果の概要は次のとおりです。</p> <p>同時入所要件を廃止、</p> <p>① 第2子以降の保育料を無償化するための必要予算額⇒約2億5,000万円</p> <p>② 第2子以降の副食費を無償化するための必要予算額⇒約1億3,400万円</p> <p>合計額約3億8,400万円</p> <p>保育料無償化の拡充を実現するためには、そのための財源確保が課題となっております。</p> <p>近年では、国より子育て世帯への物価高騰緊急支援として交付金が交付され、本市ではその交付金を活用して保育料等の免除を実施しており、令和5年度は4か月分、令和6年度は1か月分の保育料及び副食費の免除を実施し、本年度につきましても1か月分の保育料の免除が6月議会にて審議されています。</p> <p>保育幼稚園課</p> <p>お問い合わせいただきました、高校生年代までの医療費無償化に向けての必要予算額について当課で試算した結果を回答させていただきます。</p> <p>・高校生年代まで医療費を無償化するための必要予算額⇒約2億円</p> <p>高知市の子ども医療費助成制度は、令和6年10月に制度を拡充し、現在中学3年生までを助成対象としています。</p> <p>厳しい財政状況ではございますが、子育て世帯の方々の実情に沿い、他の子育て支援とあわせ検討を進めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>子育て給付課</p> <p>おたふくかぜ予防接種の補助につきまして高知市保健所地域保健課から回答いたします。</p> <p>現在本市では、16種の定期予防接種事業の予算を計上しておりますが、新型コロナウイルスに係る予防接種の国の助成が令和6年度で終了したこともあり、財源確保に大変苦慮しているところです。</p> <p>ご意見をいただきました、おたふくかぜワクチンの任意の助成については、市単独の新たな事業となりますので、本市における財政負担も大きく、目処が立たず実現に至っていないのが現状です。</p> <p>おたふくかぜワクチンに係る予算額につきましては、対象者数や助成額によって大きく変動しますので、詳細な額の算出は困難ですが、南国市の接種・助成状況を参考に、対象者を満1歳以上7歳未満、助成金3,000円として本市に置き換え試算したところ、本市では1回あたり約600万円財源が必要となります。</p> <p>また、おたふくかぜワクチンの接種は、日本小児科学会において計2回接種することが推奨されており、2回分の助成では毎年約1,200万円の財源確保が新たに必要となります。</p> <p>なお、助成開始年は対象者に占める希望者の割合が相対的に高くなるため、試算以上の財源確保の必要性も想定されますので、本市の財政状況を踏まえて慎重に検討する必要があります。</p> <p>国においても定期接種化に向け継続的に検討を重ねている段階ですので、今後も国の動向に留意しながら、市民の皆さまが安心して生活ができるようワクチン接種体制の確保を引き続き取り組んでまいります。ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>地域保健課 予防接種・感染症対策室</p>	保育幼稚園課 子育て給付課 地域保健課
6月	子ども・教育	妊婦健診について	<p>現在妊娠中で、高知市からいただいた補助券を使用して妊婦健診を受診しています。出産予定日を超過し、補助券を使い切って実費が発生しています。</p> <p>今までも、母子保健課では補助券を使用すると無料で健診が受けられるとの説明を受けましたが、実際は定期検査にも関わらず検査費用として、定期的に支払いが発生しています。</p> <p>出産予定日は、あくまでも予定日であり初産婦の場合は予定日を過ぎることの方が多いと言われてるので、もう少し補助券に余裕をもたすことはできないでしょうか？</p> <p>これから子どもを持ちたいと思う方へ、できるだけ負担を減らし安心して子育てに専念できるような制度を早急に希望します。</p>	<p>本市における妊婦健康診査の助成回数につきましては、高知県の助成回数に合せて妊婦1人につき14回としています。</p> <p>また、助成対象となる検査項目につきましても、母体の健康管理に必要なものとして高知県内で統一し、決めているものです。</p> <p>このたび、定期健診時に自己負担でお支払いされた検査費用につきましては、妊娠期間中の適切な時期に医学的検査を実施するよう医療機関に通知していることから、医療機関が必要であると判断し、助成対象以外の検査項目を実施されたため生じたものだと思います。</p> <p>今回、貴重なご意見を承りましたので、今後、妊婦健診の助成回数等を検討する際には、いただいたご意見を参考に検討していきたいと思っております。</p>	母子保健課
9月	子ども・教育	こどもの不登校に関する件	<p>私は、高知市出身で現在県外に在住しております。先週、ネットニュースにて子供の不登校に関するニュースを見ました。広島市には放課後デイサービスがあり、学校にいけない子供達を受け入れてくれる施設（会社）があります。高知市はないのでしょうか。</p> <p>学校に不登校の子供を受け入れる場を設けると言っておりましたが、何らかの事で学校に行けなくなったのに、学校に受け入れる場所を作るとは、考え方がずれてるように思います。学校以外で作らないと子供は行かないと思います。</p> <p>高知県の中だけで考えずに、もっと県外はどのようにしてるのか等考えていただき、子供達が元気に育っている環境を作ってあげてください。</p>	<p>不登校の子どものための多様な学び場、居場所を確保するために、高知市では、学校以外の場として教育支援センターを設置し、個々の状況に応じた支援を行っております。本市の教育支援センターでは、日々の相談や個別・集団での支援、体験学習や心理面に配慮した学習支援など、幅広い支援に取り組んでおります。</p> <p>また、学級には入れないけれど、学校には登校できる子どもたちのために、学校内に校内サポートルームを設置し、相談支援や学習支援を行っております。</p> <p>さらに、特別な教育課程を編成し、子どもの興味や関心に応じた柔軟な学びが可能となる「学びの多様化学校」開校の準備を進めております。</p> <p>高知市教育研究所といたしましては、引き続き、県内外の関係機関とも情報交流を図りながら、不登校の子どもたち一人一人の状況に応じた多様な学びの場を保障するとともに、子どもたちの将来的な社会的自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。</p>	教育研究所

令和7年度 市民の声一覧 (上半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
9月	子ども・教育	物価高騰支援について	<p>9月分の保育料と小中学校の給食費は無償になったのに、年少から年長の副食費はなぜ無償になっていないんでしょうか。年少から年長の家庭は物価高騰の影響を受けていないということですか。不公平すぎませんか。高知市はなぜこんなに子育て世帯に優しくないんですか。納得出来る回答をお願いします。</p>	<p>物価高騰支援に係るご意見等に対し回答させていただきます。</p> <p>本年6月議会において市長から提案説明させていただいておりますとおり、国は、4月25日に決定した「米国関税措置を受けた緊急対応重点支援地方創生臨時交付金」が1億3千万円余り交付されることとなりましたので、本年6月市議会定例会において市立及び民営保育所、認定こども園などに通う児童の保育料や、市立小・中学校等の給食費を1か月間免除するための経費について、補正予算をお諮りさせていただきました。</p> <p>今回の交付金につきましては、本市では、子育て世帯への支援に特化して活用させていただくこととしましたが、市立小・中学校の給食費と保育料・副食費の全額を予算措置するには交付金では不足することから、市としましては、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない0～2歳児について、保育料の減免措置を実施することといたしました。</p> <p>いずれの世帯におかれましても、物価高騰の影響を受けておられることは十分承知しておりますが、今回の経緯につきまして、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園課